

専決報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のように専決処分したので同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年 5月12日 報 告 木祖村長 奥 原 秀 一

専決第 1 号

木祖村税条例の一部を改正する条例について

木祖村税条例の一部を別紙のように改正する。
よって、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年 3月31日 専 決 木祖村長 奥 原 秀 一

木祖村税条例の一部を改正する条例

木祖村税条例（昭和38年木祖村条例第83号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「第9条」を「前条」に改める。

第18条中「公示送達は」の次に「、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第19条第1号中「第135条第3項」を「第145条第3項」に改める。

第23条第1項第4号中「りよう」を「寮」に改める。

第24条第1項第2号中「、ひとり親」を「又はひとり親」に改める。

第25条第1項中「りよう」を「寮」に改める。

第31条第3項中「りよう」を「寮」に、「月数に」を「月数を」に改める。

第33条第3項及び第5項中「第34条の8」を「第34条の9」に改め、同条第6項各号を削る。

第34条の2中「寡夫控除額」を「寡婦控除額」に、「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を、「者」という。）の次に「及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）」を加え、同条第4項中「第1条」を「第1項」に、「純損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除」を「純損失の金額の控除」に改め、「同条第9項に規定する純損失」の次に「若しくは雑損失」を加え、同条第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に、「その必要な事項」を「その他必要な事項」に改める。

第36条の3第2項中「除く。）」の次に「のうち法第317条の2第1項各号」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に
係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」
を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第38条第1項中「第53条」を「第53条の5」に改める。

第41条中「納付書」を「納付額」に改める。

第43条第3項中「改得税」を「所得税」に改める。

第44条の見出し中「（」の次に「給与所得に係る」を加え、同条第1項中「同日に
おいて」を「、同日において」に、「前年中の所得」を「前年中の給与所得」に改
め、同条第3項中「徴収すべき給与所得以外」の次に「の所得」を加える。

第45条の見出しを「（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）」に改める。

第46条の3中「申請をしようとする者」を「承認の申請をする者」に改める。

第47条第2項中「未納に係る納金」を「未納に係る徴収金」に改める。

第48条第5項中「納付の日までの期間」の次に「の日数に応じ、当該税額」を加
え、同条第8項中「同法第75条の2第9項の規定」の次に「の適用」を加え、「算定し
た法人税額」を「算定した法人税割額」に改める。

第50条第3項中「31項」を「第31項」に、「提出した月」を「提出した日」に改め
る。

第51条第1項中「一」を「いずれか」に、「たいし」を「対し、」に改め、同項第
1号中「生活保護」を「生活保護法」に改める。

第52条第1項中「当該税額に当該税額」を「当該税額に、当該法人税額」に改め
る。

第53条の7中「支払い」を「支払」に、「納入書」を「納入申告書」に改める。

第53条の8第1項第2号中「場合、その支払済みの他の退職手当」の次に「等」を加
え、同条第2項中「その支払う退職手当」の次に「等」を加える。

第53条の9の見出しを「（退職所得申告書）」に改め、同条第3項中「により提
出」を「により提供」に改める。

第54条第2項中「土地登記簿若しくは土地補充課税台帳又は建物登記簿」を「登記
簿又は土地補充課税台帳」に、「付属」を「附属」に改め、同条第3項中「第1次」
を「第1項」に改め、同条第6項中「土地改良事業」の次に「の施行」を加え、「土
地台帳」を「登記簿」に改め、同条第7項中「埋立地法」を「埋立地等」に、「国が
埋立地」を「国が埋立て」に、「竣功」を「竣工」に、「埋め立て」を「埋立て」
に改める。

第55条中「当該土地又は、」の次に「家屋が神社、寺院又は教会の所有に属しないものである場合においては当該土地又は」を加える。

第56条第2号中「法人の登録」を「法人の登記」に改める。

第57条中「第10号の8」を「第10号の10」に改める。

第60条中「当該」の次に「固定資産の所有者に対し、」を加える。

第61条第1項中「固定資産」の次に「税」を加え、同条第2項後段中「基準年度の土地」を「、基準年度の土地」に改め、同条第3項中「但し書」を「ただし書」に、「但し基準年度」を「ただし、基準年度」に改め、同条第5項中「但し第2年度」を「ただし、第2年度」に改め、「基準年度の」の次に「価格に比準する」を加え、同条第8項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」を削る。

第63条中「課する固定資産」の次に「税」を加える。

第63条の2第1項第1号中「同条例第15項」を「同条第16項」に改める。

第67条第3項中「徴収令書」を「納税通知書」に改める。

第71条第2項を削り、同条第3項第5号中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第72条第1項中「不動産登記法（明治32年法律第24号）」を「不動産登記法（平成16年法律第123号）」に、「第80条第1項若しくは第3項、第81条第1項若しくは第3項、第81条の8、第93条第1項、若しくは第3項、第93条の5第1項若しくは第3項若しくは第93条の11」を「第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共有部分である旨の登記又は団地共有部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しくは第3項若しくは第57条」に、「登記の申請をする義務のあるもの」を「登記の申請をする義務のある者」に、「申告をしなかつたとき」を「申告をしなかつたこと」に、「及び法第417条」を「及び同条」に改める。

第73条の2中「。以下本条及び次条において「条例」という。」を削り、同条ただし書中「第419条第8項」を「同条第8項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の閲覧の回数の計算については、閲覧に供する事項等を基準として規則で定める。

第73条の3中「条例」を「木祖村手数料徴収条例」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の証明書の枚数の計算については、年度、証明事項等を基準として規則で定める。

第74条の2第1項中「場合には、当該被災年度の翌年度から」の次に「被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加える。

第74条の3中「月」を「3月」に改める。

第80条第3項ただし書中「公共用」を「公用」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を呈示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第4号中「身体障害者手帳」の次に「等」を加え、同項第5号中「の番号、交付年月日、及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第91条の見出しを「（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）」に改め、同条第1項中「新たに原動機付自転車」を「新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車」に、「且つ、当該原動機付自転車」を「かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車」に改め、同条第2項前段中「種別割を課されない原動機付自転車」を「種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車」に改め、「所有者」の次に「又は使用者」を加え、「且つ当該原動機付自転車」を「かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車」に改め、同項中「軽自動車税を課される

べき原動機付自転車」を「種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車」に、「法第443条」を「法第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、

「軽自動車税を課されないこととなつたときにおける原動機付自転車」を「種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車」に改め、同条第5項中「当該原動機付自転車」の次に「又は小型特殊自動車の車体」を加え、同条第6項及び第7項中「当該原動機付自転車」の次に「又は小型特殊自動車」を加える。

第94条第4項中「左欄に掲げる紙巻たばこ」を「左欄に掲げる製造たばこ」に、「1個当たり」を「1個当たり」に改める。

第96条第2項中「卸売販売業者」の次に「等」を加える。

第131条第5項中「保留地予定地」の次に「等」を加える。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第151条の見出し中「業務違反」を「義務違反」に改める。

附則第5条第3項中「第34条の8第1項」を「第34条の9第1項」に、「前2条」を「前3条」に改める。

附則第6条中「法附則第4条の5第3項」を「法附則第4条の4第3項」に改める。

附則第8条第2項中「附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加える。

附則第10条の2中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第17項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 村長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第12条の2の見出しを削る。

附則第13条の3を削る。

附則第16条の2の見出しを「（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）」に改め、

同条の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定

は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第17条の2第1項中「第34条の2第1項第4項」を「第34条の2第1項」に改める。

附則第19条の10第2項第4号中「第35条」を「附則第5条」に、「同条」を「同条第1項」に改め、「又は」及び「若しくは」を削り、「又は」を「並びに」に改め、「額」と、「」の次に「同条第2項中」を加え、「若しくは山林所得金額」を「所得割の額」に、「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「所得割の額並びに附則第19条の10第1項の規定による村民税の所得割の額」に改め、同条第5項第3号中「利子所得の金額又は」を削り、同項第4号中「条約適用利子」を「条約適用配当」に改める。

附則第19条の11を削る。

附則第20条第1項中「（昭和26年法律第185号）」を削る。

附則第22条第2項を削る。

附則第23条第1項中「、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ」を削る。

附則第25条を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の村税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(村民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和7年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の村税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割

については、なお従前の例による。

(村たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る村たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、村税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 村税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

木祖村税条例（昭和38年木祖村条例第83号）新旧対照表

現行	改正後
（職権による換価の猶予の手續等） 第10条 （略） 2 （略） 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。 （1） <u>第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u> （2） （略） （公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は_____ _____ _____ _____ _____木祖村公告式条例（昭和42年条例第6号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u> _____ _____ものとする。 （納税証明事項） 第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の5第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽</u>	（職権による換価の猶予の手續等） 第10条 （略） 2 （略） 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。 （1） <u>前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u> （2） （略） （公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を木祖村公告式条例（昭和42年条例第6号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。</u> （納税証明事項） 第18条の3 <u>施行規則</u> _____第1条の5第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽

自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(納税期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は、納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5、第53条の7、第67条、第83条第2項、第102条第2項、第105条又は第135条第3項の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限後の翌日から1月を経過する日までの期間

自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(納税期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は、納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5、第53条の7、第67条、第83条第2項、第102条第2項、第105条又は第145条第3項の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限後の翌日から1月を経過する日までの期間

(2)～(6) (略)

(村民税の納税義務者等)

第23条 村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。

(1)～(3) (略)

(4) 村内にりよう、宿泊所、クラブその他これに類する施設（以下「りよう等」という。）を有する法人で当該村内に事務所又は事業所を有しない者

(5) (略)

2・3 (略)

(個人の村民税の非課税の範囲)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。

(1) (略)

(2) 身体障害者、未成年者、寡婦、ひとり親又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

2 (略)

(村民税の納税管理人)

(2)～(6) (略)

(村民税の納税義務者等)

第23条 村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。

(1)～(3) (略)

(4) 村内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（以下「寮等」いう。）を有する法人で当該村内に事務所又は事業所を有しない者

(5) (略)

2・3 (略)

(個人の村民税の非課税の範囲)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。

(1) (略)

(2) 身体障害者、未成年者、寡婦又はひとり親又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

2 (略)

(村民税の納税管理人)

第25条 村民税の納税義務者は、村内に住所、居所、事務所、事業所又はりよう等を有しない場合においては、木曽郡の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定めこれを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を村長に提出し、又は木曽郡の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を村長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出期限はその異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 （略）

（均等割の税率）

第31条 （略）

2 （略）

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又はりよう等を有していた月数に乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は暦に従つて計算し1月に満たないときは1月とし1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 （略）

第25条 村民税の納税義務者は、村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、木曽郡の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定めこれを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を村長に提出し、又は木曽郡の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を村長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出期限はその異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 （略）

（均等割の税率）

第31条 （略）

2 （略）

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数に乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は暦に従つて計算し1月に満たないときは1月とし1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 （略）

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第34条の8において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4 (略)

5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項並びに第34条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4 (略)

5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除

額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡夫控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額

_____を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において、給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額_____

額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において、給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項_____に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項に

_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額、若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）

_____についてはこの限りでない。

2・3 （略）

- 4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定により第1条の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額、若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除、同条第9項に規定する純損失_____の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を村長に提出しなければならない。

5～9 （略）

- 10 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合に

_____において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額、若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）についてはこの限りでない。

2・3 （略）

- 4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額、若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除_____、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を村長に提出しなければならない。

5～9 （略）

- 10 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合に

は、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）、当該該当することとなつた日、その必要な事項 を申告させることができる。

(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)

第36条の3 (略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）
 又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 (略)

(個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

は、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）、当該該当することとなつた日、その他必要な事項を申告させることができる。

(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)

第36条の3 (略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 (略)

(個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）

_____を有する者

（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の村民税の徴収の方法等)

第38条 個人の村民税は第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2・3 (略)

(個人の村民税の納税通知書)

第41条 個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付書は、当該年度分の個人の村民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては、特別徴収の方法により徴収されないことになった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

(普通徴収に係る個人の村民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 (略)

2 (略)

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の村民税の徴収の方法等)

第38条 個人の村民税は第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2・3 (略)

(個人の村民税の納税通知書)

第41条 個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の村民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては、特別徴収の方法により徴収されないことになった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

(普通徴収に係る個人の村民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 (略)

2 (略)

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者

が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該改得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 （略）

（ 個人の村民税の特別徴収）

第44条 個人の村民税の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げるもののうち、特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下本条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の所得 に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) （略）

2 （略）

が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 （略）

（給与所得に係る個人の村民税の特別徴収）

第44条 個人の村民税の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げるもののうち、特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下本条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) （略）

2 （略）

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することになった後において当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは村長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外_____に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4～6 (略)

(給与所得に係る個人の村民税の特別徴収)

第45条 (略)

(納期の特例に関する承認の申請)

第46条の3 前条の申請をしようとする者は、その承認を受けようとする事務所等の所在地、当該事務所等において給与の支払を受ける者の数、その他必要な事項を記載した申請書を村長に提出しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 (略)

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の村民税の納税者について、既に特別徴収義務者から村に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することになった後において当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは村長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4～6 (略)

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第45条 (略)

(納期の特例に関する承認の申請)

第46条の3 前条の承認の申請をする者は、その承認を受けようとする事務所等の所在地、当該事務所等において給与の支払を受ける者の数、その他必要な事項を記載した申請書を村長に提出しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 (略)

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の村民税の納税者について、既に特別徴収義務者から村に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税

者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額をこえる場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る納金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（法人の村民税の申告納付）

第48条 （略）

2～4 （略）

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）に係る税金を納付する場合には当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間_____に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6・7 （略）

8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により、法人税

者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額をこえる場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（法人の村民税の申告納付）

第48条 （略）

2～4 （略）

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）に係る税金を納付する場合には当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6・7 （略）

8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により、法人税

に係る申告書を提出する義務のある法人で、同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定_____に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り当該法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして第18条の2の規定を適用することができる。

9～16 （略）

（法人の村民税に係る不足税額の納付の手續）

第50条 （略）

2 （略）

3 前項の場合において法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は31項に規定する申告書を提出した月（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは詐偽その他不正の行為により村民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

に係る申告書を提出する義務のある法人で、同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして第18条の2の規定を適用することができる。

9～16 （略）

（法人の村民税に係る不足税額の納付の手續）

第50条 （略）

2 （略）

3 前項の場合において法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは詐偽その他不正の行為により村民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 (略)

(村民税の減免)

第51条 村長は次の各号の一に該当する者のうち、村長において必要があると認めるものにたいし村民税を減免する。

(1) 生活保護の規定による保護を受ける者

(2)～(5) (略)

2・3 (略)

(法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間で、その適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に当該税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2・3 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払いをする際その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収しその徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式による納入書を村長に提出し及びその納入金を納入しなければな

4 (略)

(村民税の減免)

第51条 村長は次の各号のいずれかに該当する者のうち、村長において必要があると認めるものに対し、村民税を減免する。

(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者

(2)～(5) (略)

2・3 (略)

(法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間で、その適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2・3 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収しその徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式による納入申告書を村長に提出し及びその納入金を納入しなければな

らない。

(特別徴収税額)

第53条の8 前条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる税額とする。

(1) (略)

(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合、その支払済みの他の退職手当__の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき前条の規定により徴収された又は、徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、前条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当__の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額とする。

(退職手当申告書)

第53条の9 (略)

2 (略)

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施

らない。

(特別徴収税額)

第53条の8 前条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる税額とする。

(1) (略)

(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合、その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき前条の規定により徴収された又は、徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、前条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額とする。

(退職所得申告書)

第53条の9 (略)

2 (略)

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施

行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。

4 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、土地登記簿若しくは土地補充課税台帳又は建物登記簿若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専用部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた付属の建物を含む。）については当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされているものをいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が、賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項のものが同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有しているものをいう。

3 第1次の所有者とは、償却資産については償却資産課税台帳に所有者として登録されているものをいう。

4・5 (略)

6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事

行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専用部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされているものをいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が、賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項のものが同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有しているものをいう。

3 第1項の所有者とは、償却資産については償却資産課税台帳に所有者として登録されているものをいう。

4・5 (略)

6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事

業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下本項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業_____に係る土地については法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他仮に使用し若しくは収益することができる土地（以下本項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下本項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又収益することができることとなつた日から換地処分公告がある日、又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされているものをもつて仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつてそれぞれ当該仮換地又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし換地処分公告のあつた日、又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得したものが土地台帳に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得したものをもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすこと

業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下本項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他仮に使用し若しくは収益することができる土地（以下本項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下本項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又収益することができることとなつた日から換地処分公告がある日、又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされているものをもつて仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつてそれぞれ当該仮換地又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし換地処分公告のあつた日、又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得したものが登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得したものをもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすこと

ができる。

- 7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下本項において「埋立地法」という。）又は国が埋立地若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下本項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、県、市町村、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下本項において「県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用するものをもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋め立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、県等又は国が当該埋立地等を県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定する者を除く。）をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告）

第55条 法第348条第2項第3号の土地又は家屋について、同項本文規定の適用を受けようとするものは、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に掲げる事項を記載した申

ができる。

- 7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下本項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下本項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、県、市町村、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下本項において「県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用するものをもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、県等又は国が当該埋立地等を県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定する者を除く。）をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告）

第55条 法第348条第2項第3号の土地又は家屋について、同項本文規定の適用を受けようとするものは、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に掲げる事項を記載した申

告書を、当該土地又は、
 家屋を当該神社、寺院
又は教会に無料で使用させていることを証明する書面を添付し
て、村長に提出しなければならない。

(1) ~ (4) (略)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については、第1号及び第2号に、家屋については、第3号及び第4号に、償却資産については、第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人

告書を、当該土地又は、家屋が神社、寺院又は教会の所有に属しないものである場合においては当該土地又は家屋を当該神社、寺院又は教会に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) ~ (4) (略)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については、第1号及び第2号に、家屋については、第3号及び第4号に、償却資産については、第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人

で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下本条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 学校若しくは図書館の設立、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登録の年月日、又は当該学校、図書館、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日

(3)～(6) （略）

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の8までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) （略）

（非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務）

で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下本条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 学校若しくは図書館の設立、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日、又は当該学校、図書館、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日

(3)～(6) （略）

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) （略）

（非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務）

第60条 固定資産を有料で借り受けたものがこれを法第348条第2項に掲げる固定資産として使用する場合においては当該_____固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第61条 基準年度(昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過するごとの年度をいう。以下同じ。)に係る賦課期日に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」という。)に対して課する基準年度の固定資産__の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格(以下「基準年度の価格」という。)で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳等」という。)または家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下「家屋課税台帳等」という。)に登録されたものとする。

2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度(基準年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は当該土地または家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし基準年度の土地または家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は村内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると村長が認める場合においては当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の

第60条 固定資産を有料で借り受けたものがこれを法第348条第2項に掲げる固定資産として使用する場合においては当該固定資産の所有者に対し、固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第61条 基準年度(昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過するごとの年度をいう。以下同じ。)に係る賦課期日に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」という。)に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格(以下「基準年度の価格」という。)で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳等」という。)または家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下「家屋課税台帳等」という。)に登録されたものとする。

2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度(基準年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は当該土地または家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地または家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は村内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると村長が認める場合においては当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の

基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

- 3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度（第2年度の翌年度をいう。以下同じ。）の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（第2年度において前項但し書に掲げる事情があつたため同項但し書の規定によつて当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下本項において同じ。）で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。但し基準年度の土地又は家屋について、第3年度の固定資産税の賦課期日において、地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これに類する特別の事情があるため又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は村内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4 （略）

- 5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。但し第2年度の土地又は家屋について第

基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

- 3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度（第2年度の翌年度をいう。以下同じ。）の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（第2年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため同項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下本項において同じ。）で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について、第3年度の固定資産税の賦課期日において、地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これに類する特別の事情があるため又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は村内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4 （略）

- 5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について第

3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これに類する特別の事情があるため又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は村内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると村長が認める場合においては当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の_____価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6・7 (略)

8 法第349条の3若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条に定める額とする。

9・10 (略)

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産__の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び

3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これに類する特別の事情があるため又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は村内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると村長が認める場合においては当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6・7 (略)

8 法第349条の3又は____第349条の3の4から第349条の5まで_____の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は____第349条の3の4から第349条の5まで_____に定める額とする。

9・10 (略)

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び

第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行なわなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条例第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) （略）

2 （略）

（固定資産税の納期）

第67条 （略）

2 （略）

- 3 次条第2項の規定によつて徴収する固定資産税の納期は、前2項の規定にかかわらず徴収令書の定めるところによる。

（固定資産税の減免）

第71条 （略）

- 2 村長は、昭和37年1月2日から昭和38年1月1日までの間において建築された床面積20坪以下の家屋で建築の日から引続き、もつぱら居住の用に供しているものについては38年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税の税額を当該家屋の床面積の坪数で除して得た額に15を乗じて得た金額（当該家屋が15坪であると

第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行なわなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) （略）

2 （略）

（固定資産税の納期）

第67条 （略）

2 （略）

- 3 次条第2項の規定によつて徴収する固定資産税の納期は、前2項の規定にかかわらず納税通知書の定めるところによる。

（固定資産税の減免）

第71条 （略）

きは、当該家屋に係る税額)の2分の1の額を軽減する。

3 前項の規定により、固定資産税の減免を受けようとするものは、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

4 (略)

(申請又は申告しなかつたことによる固定資産税の不足額及び延滞金の徴収)

第72条 不動産登記法(明治32年法律第24号) 第80条第1項若しくは第3項、第81条第1項若しくは第3項、第81条の8、第93条第1項、若しくは第3項、第93条の5第1項若しくは第3項若しくは第93条の1

1の規定によつて登記所に登記の申請をする義務のあるもの又は法第383条の規定によつて村長に申告する義務のある者が、そのすべき申請又は申告をしなかつたとき又は虚偽の申請又は申告をしたことにより、法第417条第1項の規定によつて当該固定資産の価格を決定し又は修正したことに基いてその者に係る固定資産税額に不足税額のあることを発見した場合及び法第417条第2項及び法第743条第2項の規定によつて通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分(以下本条

2 前項の規定により、固定資産税の減免を受けようとするものは、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(5) 減免を受けようとする事由及び前項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

3 (略)

(申請又は申告しなかつたことによる固定資産税の不足額及び延滞金の徴収)

第72条 不動産登記法(平成16年法律第123号) 第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項(共有部分である旨の登記又は団地共有部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。)、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定によつて登記所に登記の申請をする義務のある者又は法第383条の規定によつて村長に申告する義務のある者が、そのすべき申請又は申告をしなかつたこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより、法第417条第1項の規定によつて当該固定資産の価格を決定し又は修正したことに基いてその者に係る固定資産税額に不足税額のあることを発見した場合及び同条 第2項及び法第743条第2項の規定によつて通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分(以下本

において「不足税額」という。)を追徴する。

2 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、木祖村手数料徴収条例(平成12年条例第10号。以下本条及び次条において「条例」という。)第2条第1項第31号に規定する額とする。ただし、法第419条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、条例第2条第1項第15号に規定する額とする。

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場

条において「不足税額」という。)を追徴する。

2 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、木祖村手数料徴収条例(平成12年条例第10号_____)第2条第1項第31号に規定する額とする。ただし、法第419条第3項又は同条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

2 前項の閲覧の回数の計算については、閲覧に供する事項等を基準として規則で定める。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、木祖村手数料徴収条例第2条第1項第15号に規定する額とする。

2 前項の証明書の枚数の計算については、年度、証明事項等を基準として規則で定める。

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場

合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から

_____）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 (略)

2 (略)

3 軽自動車等の所有者が、法第445条第1項の規定により種別割を課

合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 (略)

2 (略)

3 軽自動車等の所有者が、法第445条第1項の規定により種別割を課

することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公共用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は、定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は 定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、

することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は、定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、

総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力_____

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに村長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。）、長野県知事の定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「身体障害者手帳等」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は 身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を呈示

するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 身体障害者手帳__の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度

(5) 運転免許証の番号、交付年月日、及び

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに村長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。）、長野県知事の定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「身体障害者手帳等」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 身体障害者手帳等の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する

(6) (略)

3 (略)

4 (略)

第91条 新たに原動機付自転車に係る軽自動車等の所有者等となつた者は、村長に対し第87条第1項の申告書を提出する際標識交付申請書を提出し、且つ、当該原動機付自転車の提示（村長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されない原動機付自転車
 _____の所有者_____は、その主たる定置場が村内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、
 村長に対し標識交付申請書を提出し、且つ当該原動機付自転車
 _____の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 (略)

5 (略)

第91条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車
等の所有者等となつた者は、村長に対し第87条第1項の申告書を提出する際標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（村長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が村内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、村長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき

交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車が、法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける原動機付自転車の所有者又は使用者についてもまた同様とする。

3 · 4 (略)

5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、村長の指示に従い、これを当該原動機付自転車_____の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。

6 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車_____に係る軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、村長に対し第87条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えてその標識及び証明書を返納しなければならない。

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車_____の主たる定置場が村内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車_____を所有し若しくは使用しないこととなつたとき、又は当該原動機付自転車_____に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に村長に対しその標識及び証明書を返納しなければならない。

8 · 9 (略)

(たばこ税の課税標準)

標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が、法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についてもまた同様とする。

3 · 4 (略)

5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、村長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。

6 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、村長に対し第87条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えてその標識及び証明書を返納しなければならない。

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が村内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に村長に対しその標識及び証明書を返納しなければならない。

8 · 9 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 （略）

2・3 （略）

（略）

4 第2項の左欄に掲げる紙巻たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当りの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～9 （略）

（たばこ税の課税免除）

第96条 （略）

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3・4 （略）

（特別土地保有税の納税義務者等）

第131条 （略）

2～4 （略）

5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地につい

第94条 （略）

2・3 （略）

（略）

4 第2項の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～9 （略）

（たばこ税の課税免除）

第96条 （略）

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3・4 （略）

（特別土地保有税の納税義務者等）

第131条 （略）

2～4 （略）

5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地につい

て当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地（以下本項において「保留地予定地__」という。）がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせがある日までの間当該保留地予定地__である土地について使用し、又は収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地__である土地を取得することを目的とする契約が締結されたときは、当該契約の効力が発生した日として令第36条の2の3に規定する日において当該保留地予定地__である土地の取得がされたものとみなし、当該保留地予定地__である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして特別土地保有税を課する。

6 （略）

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 （略）

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

て当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地（以下本項において「保留地予定地等」という。）がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせがある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、又は収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたときは、当該契約の効力が発生した日として令第36条の2の3に規定する日において当該保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、当該保留地予定地等である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして特別土地保有税を課する。

6 （略）

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 （略）

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を村長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の業務違反等に関する罰)

第151条 (略)

附 則

(個人の村民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 (略)

第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を村長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罰)

第151条 (略)

附 則

(個人の村民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第5条第2項」とする。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る村民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項_____及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第5条第2項」とする。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る村民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第14項に規定する村の条例で定める割合は5分の3
(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定
する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規
定する村の条例で定める割合は2分の1) とする。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよう

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよう

とする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～12 (略)

13 (略)

14 (略)

(法附則第18条の3の規定を適用しない市町村)

第12条の2 (略)

第13条の3 削除

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

とする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～12 (略)

13 村長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

14 (略)

15 (略)

第12条の2 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるもの

を含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。)当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当た

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適

りの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項 _____ に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適

用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第19条の10 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の10第1項に規定する条約適用利子等の額」と、

「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第19条の10 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の10第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の10第1項の規定による村民税の所得割の額」

とする。

(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の10第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の10第3項後段に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の10第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。

(5) (略)

6 (略)

第19条の11 削除

(小型特殊自動車の標識の交付に係る特例等)

第20条 道路運送車両法施行規則及び道路運送車両の保安規準の一部を改正する省令（平成8年運輸省令第56号。次項において「運輸省令」という。）附則第2条本文の規定により、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定により受けている登録についてなお従前の例によることとされる特定自動車に係る軽自動車等の所有者等は、第91条第1項又は第2項の規定にかかわらず、標識の交

(1)・(2) (略)

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の10第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは_____配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の10第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の10第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。

(5) (略)

6 (略)

(小型特殊自動車の標識の交付に係る特例等)

第20条 道路運送車両法施行規則及び道路運送車両の保安規準の一部を改正する省令（平成8年運輸省令第56号。次項において「運輸省令」という。）附則第2条本文の規定により、道路運送車両法_____の規定により受けている登録についてなお従前の例によることとされる特定自動車に係る軽自動車等の所有者等は、第91条第1項又は第2項の規定にかかわらず、標識の交付

付を受けることを要しない。この場合における第89条第2項の規定の適用については、同項中「標識番号」とあるのは、「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく自動車登録番号」とする。

2 （略）

（個人の村民税の税率の特例等）

第22条 （略）

2 前項の規定の適用がある場合における第32条の規定の適用については、「前条第1項の額」とあるのは、「前条第1項の額に500円を加算した額」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第23条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2 （略）

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス

を受けることを要しない。この場合における第89条第2項の規定の適用については、同項中「標識番号」とあるのは、「道路運送車両法_____の規定に基づく自動車登録番号」とする。

2 （略）

（個人の村民税の税率の特例等）

第22条 （略）

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第23条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について_____

_____準用する。

2 （略）

感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年度」とあるのは「令和4年」とする。

専決報告第 1 号説明資料 木祖村税条例の一部を改正する条例

1 改正理由

令和 7 年度税制改正に伴い、地方税法等、上位法令の改正により、木祖村税条例の一部を改するもの

2 改正内容

① 大学生年代の子等に係る所得要件の引き上げ（第 36 条の 3 の 2 及び同 3 の 3）

・ 特定扶養控除（45 万円控除）される現行「103 万円まで」の子等の給与収入を「123 万円まで」を対象とする。

・ 子等の給与収入が「123 万円超～188 万円」の場合、新たな「特定親族特別控除」（45 万円）を創設し、150 万円以上の場合は、控除額を段階的に逓減する。（R 8. 1. 1 施行）

② 二輪車の車両区分の見直し（第 82 条及び第 89 条）

総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kW（50cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円（50cc 原付と同額）とする。

③ 軽自動車の減免申請（第 90 条）

身体障がい者等が種別割の減免を申請する際、個人番号カード（マイナ免許証）の申請を可能とする。

④ 加熱式たばこの課税方式の見直し（附則第 15 条の 2 の 6 及び同 2 の 7）

重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは 1 本をもって紙巻きたばこ 1 本に換算する仕組みとする。（R 8. 4. 1 施行）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日